

## ■ 入院中の医療費について ■

### 入院費のご請求について

1. 毎月の医療費は「月末締」で翌月の10日以降に、お支払金額と明細を明記した請求書を郵送いたします。納付期限は郵送した月の末日となりますので、それまでに下記の「入院費のお支払について」によりお支払ください。
2. 退院時は退院日までの入院費を清算させていただきます。  
退院が決まりましたら、退院時に必要な医療費の概算金額を病棟にお知らせします。
3. 証明書や診断書については、管理棟1階医事窓口にて受付いたします。書類の内容によってはお渡しできるまで時間がかかりますので、余裕を持ってお持ち下さい。できあがりましたらご連絡いたします。料金は基本的にお渡しする時にお支払ください。

### 入院費のお支払いについて

1. 退院時またはご請求書が届きましたら下記の方法でお支払ください。
  - ・金融機関での振り込み（ただし一部の農協、漁協での取り扱いはできません）
  - ・外来棟1階「お支払窓口」にて（お支払い窓口が閉まっている時間帯は医事当直室）  
現金、クレジットカード（VISA・Master・JCBカード）、デビットカードでのお支払がご利用いただけます  
※ クレジットカード・デビットカードご利用の場合「お客様控え」が領収書となりますので大切に保管ください。  
※ クレジットカードの2回払いはできません。一括もしくは3.5.6.10・・・24回払いです。
2. 医療費が高額になる場合には下記の制度がご利用できます。  
限度額適用認定制度（裏面を参照下さい）、高額貸付制度（社会保険）、高額委任払制度（国民健康保険）等がありますので、外来棟3階企画課内「医療費お支払相談窓口」へご相談ください。
3. 領収書の再発行はできません。 大切に保管してください。
4. お振込先

銀行名：佐賀銀行 三田川支店

口座番号：普通口座 1520217

フリガナ ドク コクリツ ヨウインキョウ ヒゼンセイシンイリョウセンター インチョウ ユズリハクファミ

口座名義：独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター

院長 杠 岳文

- ※ 銀行振り込みの場合、振込み手数料は振込み人負担となります。  
また、取扱銀行の収納印をもって、当院の領収書に替えさせていただきますので大切に保管してください。
- ※ コンビニでの振り込みはできません。



## 5. お問い合わせ

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 1 6 0 番地

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター TEL 0 9 5 2 - 5 2 - 3 2 3 1

お支払い方法については、企画課 財務管理係 (内線 120.123)

医療費の明細については、企画課 入院係 (内線 133.134.138)

### 限度額適用認定制度について

入院時の窓口負担が、自己負担限度額までになる制度です。

(食事療養費や保険外診療費は別途負担が必要です)

#### 申請窓口

- ・国民健康保険：各市町村の健康保険課
- ・社会保険：お勤めになっている事業所又は管轄する全国健康保険協会の各支部
- ・共済組合：各共済組合に制度利用が可能かお問い合わせ下さい。



#### 手続きの方法

保険証の写し・印鑑等が必要です。保険証担当窓口へ提出して「限度額適用認定証」の交付を受け、必ず管理棟 1 階医事窓口へ提出してください。

限度額適用認定証は原則申請した月からになります。申請以前の入院費につきましては、従来どおり「高額療養費還付制度」等をご利用できます。

所得区分	自己負担限度額 (月額)
上位所得者 (基礎控除後の所得 600 万円超)	150,000 円 + (医療費総額 - 500,000 円) × 1 % [83,400 円]
一般	80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1 % [44,000 円]
住民税非課税世帯	35,400 円 [26,400 円]

[ ]内は、年 4 回以上該当した場合の 4 回目以降

一般例) 医療費総額 900,000 円の場合：通常のご請求 270,000 円、限度額利用の場合 86,430 円  
(この例には食事代は含まれていません)

\* ご不明な点や申請手続きにつきましては、企画課入院係またはソーシャルワーカー  
にご相談下さい。